平成30年度 診療報酬改定に伴う 『施設基準』等について

東北厚生局

診療報酬改定の留意事項

- ・本資料は、診療報酬改定の全ての項目を網羅していないので、ご注意願います。
- ・施設基準の届出書の提出の際には、告示、通知を必ず熟読してください。
- 〇基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305 第2号平成30年3月5日)
- ○特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305 第3号平成30年3月5日) 等
- 算定の際には、告示、通知を必ず熟読してください。
- 〇診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (保医発0305第1号平成30年3月5日) 等

届出書様式(表紙)

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届出番号
連絡先 組当者氏名: 電話番号:]
(届出事項)	
C C]の施設基準に係る届出
令の規定に基づくものに襲る。)を行っ	
	旦規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労する基準に違反したことがなく、かつ現に違反して
□ 当該届出を行う前6月間において、仮 関する法律第72条第1項の規定に基づく し、不正又は不当な行為が認められた。	農康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に く検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関 ことがないこと。
	労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員 に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機 保険医療機関でないこと。
標記について、上記基準のすべてに適合し	しているので、別添の様式を添えて届出します。
平成 年 月 日	
保険医療機関の所在地 及び名称	
	開設者名 印
殿	
備考1 []欄には、該当する1 2 口には、適合する場合「レ 3 届出書は、1通提出のこと。	

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

は保険薬局コ	- F - F		届出番号	
連絡先			٦	
担当者氏名	:			
電話番号	:			
(届出事項)				
	[] の施設基準に係る届出	1
	行う時点におい		定める入院患者敷の基準及び医師等の 競当する保険医療機器又は医師等の	
基本料の算定 保険医療機関	でないこと。			#1 ± ±
基本料の算定 保険医療機関 標記について、	でないこと。	たべてに適合してい	*************************************	出します。
基本料の算定 保険医療機関 棚配について、 平成 年	でないこと。	ナベてに適合してい 日		出します。
基本料の算定 保険医療機関 標記について、 平成 年 保険医療者	でないこと。 上記基準のす	ナベてに適合してい 日		出します。
基本料の算定 保験医療機関 標記について、 平成 年 保険医療者	でないこと。 上記基準のす	ナベてに適合してい 日	るので、別添の様式を添えて届	
基本料の算定 保験医療機関 標記について、 平成 年 保険医療者	でないこと。 、上記基準のす E 月 機関・保険薬用	けべてに適合してい 日 局の所在地	るので、別添の様式を添えて届	

届出書様式(表紙)

- ・届出書は正本1通を提出。
- ・副本は提出不要(保険医療機関が保管)。

保険医療機関コード 又は保険薬局コード 国 出 番 号

・届出受理後は、届出と異なった事情が生じ、当該施設基準を 満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更と なった場合に変更の届出等を行う。

□ 当該雇出を行う前6月間において当該雇出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法 令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。

- ・従事者が変更となった場合等でも、引き続き施設基準の要件を満たす場合は、原則として変更の届出等は不要。
- ・ただし、次の場合等は都度変更の届出を行う必要がある(例示)。
 - ・基本診療料の施設基準で、病床数に著しい増減があった場合
 - ・次の届出医師に変更があった場合 (神経学的検査、画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料(I)、歯科矯正診断料 並びに顎口腔機能診断料)
 - ・届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準(当該機器に変更があった場合)
 - ・CT撮影及びMRI撮影(届け出ている撮影に使用する機器に変更があった場合)

届出様式のホームページからの入手方法

○東北厚生局トップページの

「平成30年度診療(調剤)報酬改定」のバナーから



施設基準の届出様式・報告様式等

- 基本診療料の届出様式
- 特掲診療料の届出様式
- 施設基準に係る辞退届
- 入院時食事療養・入院時生活療養等の届出

訪問看護ステーションの基準にかかる届出様式等

順次更新いたします。

【厚生労働省主催】平成30年度診療報酬的定説明会

順次更新いたします。

平成30年度診療(調剤)報酬改定にかかる質問について

- ご質問につきましては、次の「平成30年度診療(調剤)・極州改定にかかる質問票」をご記入のうえ、指導 監査課又は各県事務所あてに、FAXまたは郵送により提出をお願いいたします。
- また、参考となる資料等がございましたら質問票に添付願います。
- 照会いただきましたご質問に対しては、個別に口頭にて回答させていただきます。
- なお、ご質問の内容によっては回答にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

様式

質問票(エクセル:18KB)

質問票(PDF:45KB)

FAXまたは郵送による提出をお願いします。

寄せられるご質問につきましては、既にQ&A等に記載済の内容も見受けられるため、今一度Q&A等によりご確認のうえ、ご質問いただきますようお願いいたします。

平成30年度 診療(調剤)報酬改定にかかる質問票

質問年月日 平成 年 月 日 (医科・歯科・類剤)

	保険を	医療機関コード 保険薬局コード				
開会者	保険	医療機関名称 保険薬局名称				
		電話番号	()	_	
	連絡先	課または係名				
	1	担当者氏名				
(質問	内容)	[区分:]			

- ※ 診療報酬改定に関する顔会については、この質問票を使用し、質問事項の区分(例:A001等)および質問 内容を記載のうえ、ファクシミリまたは郵便により送付してください。 ※ 質問票には質問事項1つを記載し、質問が複数ある場合は、それぞれについて質問票を記載してください。

ファクシミリの送信先・軽送先は次のとおりです

-,,,	The state of the s		
* #	事 務 所 名	ファクシミリ番号	所 在 地
黄森果	東北厚生局 青森事務所	017-724-9202	平032-0901 胃森市新町2-4-25 胃森台同庁會6階
岩手県	東北厚生局 岩手事務所	019-907-9072	〒020-0024 盟西市英國1-12-18 盟商英國センタービル2階
宫城県	東北厚生局 指導監査課	022-726-9268	〒900-8428 独合市青鷹区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
秋田県	東北厚生局 秋田事務所	018-800-7078	〒010-0951 秋田市山王>-1-4 秋田第二合同庁會4階
山形果	東北厚生局 山形事務所	023-609-0139	〒990-0039 山形市香港町2-2-36 山形センタービル6階
福島県	東北厚生局 福島事務所	024-503-5032	〒992-8021 福島市徽町1-46 福島合同庁舎4階

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(基本1)

〇基本診療料

- 初診料の注12に掲げる機能強化加算
- 初診料(歯科)の注1に掲げる施設基準
- オンライン診療料
- 結核病棟入院基本料の注7に掲げる重症患者割合特別入院基本料
- 療養病棟入院基本料の注13に掲げる夜間看護加算
- 障害者施設等入院基本料の注9に掲げる看護補助加算
- 障害者施設等入院基本料の注10に掲げる夜間看護体制加算
- 看護職員夜間16対1配置加算2
- 医療安全対策加算の注2に掲げる医療安全対策地域連携加算1又は2
- 感染防止対策加算の注3に掲げる抗菌薬適正使用支援加算
- 後発医薬品使用体制加算4
- 入退院支援加算の注7に掲げる入院時支援加算
- 特定集中治療室管理料の注4に掲げる早期離床・リハビリテーション加算

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(基本2)

○基本診療料(つづき)

- 回復期リハビリテーション病棟入院料4
- 回復期リハビリテーション病棟入院料5
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料6
- 地域包括ケア病棟入院料1
- 地域包括ケア入院医療管理料1
- 地域包括ケア病棟入院料3
- 地域包括ケア入院医療管理料3
- 地域包括ケア病棟入院料の注7に掲げる看護職員夜間配置加算
- 緩和ケア病棟入院料1
- 緩和ケア病棟入院料2
- 精神科救急入院料の注5に掲げる看護職員夜間配置加算
- 精神科救急・合併症入院料の注5の看護職員夜間配置加算

施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた 保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当た り届出の必要なもの(基本1)

○基本診療料

- 地域歯科診療支援病院歯科初診料(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- <u>初診料(歯科)の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算1(平成30年3月31日において、</u>現に旧算定方法別表AOOOの注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関を除く。)であって、平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- <u>初診料(歯科)の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算2(平成30年3月31日において、現に旧算定方法別表AOOOの注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関に限る。)であって、平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)</u>
- 再診料の注12に掲げる地域包括診療加算1
- <u>一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料7、地域一般入院基本料2及び3を除く。)(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)</u>
- 一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料4から7までに限る。)(許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた 保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当た り届出の必要なもの(基本2)

- ○基本診療料(つづき)
- <u>療養病棟入院基本料(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- <u>療養病棟入院基本料(許可病床数が200床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)</u>
- <u>療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- <u>結核病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。)(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- <u>特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算</u>(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)(許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた 保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当た り届出の必要なもの(基本3)

- ○基本診療料(つづき)
- <u>専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- <u>専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定 する場合に限る。)
- <u>専門病院入院基本料(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)(許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)</u>
- <u>総合入院体制加算(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- <u>急性期看護補助体制加算(10対1入院基本料に限る。)(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- <u>看護職員夜間配置加算(10対1入院基本料に限る。)(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- <u>看護補助加算1(平成30年10月1日以降に引き続き</u>算定する場合に限る。)
- 後発医薬品使用体制加算(4を除く。)
- <u>データ提出加算(1の口及び2の口に限る。)(許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)</u>

施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた 保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当た り届出の必要なもの(基本4)

- ○基本診療料(つづき)
- 救命救急入院料1、3(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- <u>救命救急入院料の注3に掲げる救急体制充実加算</u>(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- <u>回復期リハビリテーション病棟入院料(データ提出</u>加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 地域包括ケア病棟入院料(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 緩和ケア病棟入院料1(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 特定一般病棟入院料の注7(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに<u>届出は必要でないもの</u>(基本)

〇基本診療料

地域包括診療加算	\rightarrow	地域包括診療加算2
一般病棟入院基本料(10対1入院基本 料に限る。)	\rightarrow	急性期一般入院基本料7
一般病棟入院基本料(13対 1 入院基本 料に限る。)	\rightarrow	地域一般入院基本料 2
一般病棟入院基本料(15対1入院基本 料に限る。)	\rightarrow	地域一般入院基本料 3
看護職員夜間16対1配置加算	\rightarrow	看護職員夜間16対1配置加算1
退院支援加算	\rightarrow	入退院支援加算
地域包括ケア病棟入院料1及び地域包 括ケア入院医療管理料1	\rightarrow	地域包括ケア病棟入院料2及び地域包 括ケア入院医療管理料2
地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2	\rightarrow	地域包括ケア病棟入院料 4 及び地域包 括ケア入院医療管理料 4

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(特掲1)

○特掲診療料

- 慢性維持透析患者外来医学管理料の注3に掲げる腎代替療法実績加算
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
- 療養・就労両立支援指導料の注2に掲げる相談体制充実加算
- ハイリスク妊産婦連携指導料1
- ハイリスク妊産婦連携指導料2
- 退院時共同指導料1の1に掲げる在宅療養支援歯科診療所1
- 在宅酸素療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- 画像診断管理加算3
- 骨髄微小残存病変量測定
- 有床義歯咀嚼機能検査2のイ
- 有床義歯咀嚼機能検査2の口
- 咬合圧検查
- 精密触覚機能検査
- 抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(特掲2)

- 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の注7に掲げる小児鎮静下MRI撮影加 算
- 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の注8に掲げる頭部MRI撮影加算
- 処方料の注9に掲げる外来後発医薬品使用体制加算3
- 口腔粘膜処置
- 口腔粘膜血管腫凝固術
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 導入期加算2
- 透析液水質確保加算
- 慢性維持透析濾過加算
- レーザー機器加算
- 皮膚移植術(死体)
- 後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- 人工中耳植込術
- 喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)
- 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(特掲3)

- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)(MRIによるもの)
- 乳房切除術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下弁形成術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下弁置換術
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
- 腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 薬剤投与用胃瘻造設術
- 胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(特掲4)

- 腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 生体部分小腸移植術
- 同種死体小腸移植術
- 小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む。)
- 膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 尿道形成手術(前部尿道)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 尿道下裂形成手術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- ・ 陰茎形成術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- ・ 陰茎全摘術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 精巣摘出術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 会陰形成手術(筋層に及ばないもの)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

新たに『施設基準』が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するにあたり届出の必要なもの(特掲5)

- 造腟術、腟閉鎖症術(遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの、筋皮弁移植によるもの)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 子宮全摘術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 腹腔鏡下腟式子宮全摘術(性同一性障害患者に対して行う場合又は内視鏡手術用支援機器を 用いる場合)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡下手術用支援機器を用いる場合)
- 子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
- 自己クリオプレシピテート作製術(用手法)
- コーディネート体制充実加算
- 放射線治療管理料の注4に掲げる遠隔放射線治療計画加算
- 体外照射の注6に掲げる1回線量増加加算
- デジタル病理画像による病理診断
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 調剤基本料3のイ
- 調剤基本料3の口
- 調剤基本料の注4に掲げる地域支援体制加算
- 調剤基本料の注5に掲げる後発医薬品調剤体制加算3

施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの(特掲)

○特掲診療料

- 地域包括診療料 1
- ・ 歯科疾患管理料の注10に掲げるかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
- ・ 退院時共同指導料1の1に掲げる在宅療養支援歯科診療所2
- 外来後発医薬品使用体制加算 1
- 外来後発医薬品使用体制加算2
- 調剤基本料2

診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成30年3月31日において現に 当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに<u>届出が必要でないもの</u>(特 掲1)

○特掲診療料

がん患者指導管理料 1	\rightarrow	がん患者指導管理料イ
がん患者指導管理料 2	→	がん患者指導管理料ロ
がん患者指導管理料3	→	がん患者指導管理料ハ
腎不全期患者指導管理料		高度腎機能障害患者指導加算
歯科治療総合医療管理料(I)	↑	歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医 療管理加算
地域包括診療料	\rightarrow	地域包括診療料 2
歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)		歯科治療時医療管理料
在宅患者歯科治療総合医療管理料([)	↑	歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げ る在宅総合医療管理加算
在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)	\rightarrow	在宅患者歯科治療時医療管理料

診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成30年3月31日において現に 当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに<u>届出が必要でないもの</u>(特 掲2)

〇特掲診療料

有床義歯咀嚼機能検査	\rightarrow	有床義歯咀嚼機能検査1のイ、有床義 歯咀嚼機能検査1のロ
精神科重症患者早期集中支援管理料	\rightarrow	精神科在宅患者支援管理料
悪性腫瘍センチネルリンパ節加算	\rightarrow	センチネルリンパ節加算
乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房 切除術)(腋窩郭清を伴わないもの) 及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭 清を伴うもの))	→	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除 術) (腋窩郭清を伴わないもの) 及び 乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴う もの))
テレパソロジーによる術中迅速病理組 織標本作製	→	保険医療機関間の連携におけるデジタ ル病理画像による術中迅速病理組織標 本作製
テレパソロジーによる術中迅速細胞診	→	保険医療機関間の連携におけるデジタ ル病理画像による迅速細胞診

施設基準の届出にあたっての留意事項

- ・届出に当たっては、届出する施設基準の告示・通知を必ず確認すること。
- ・「基本診療料の施設基準」の届出に当たっては、特に規定する場合を除き、届出前1か月の実 績を有していること。
- ・届出する施設基準ごとに、表紙(基本診療料は「別添7」、特掲診療料は「別添2」)、施設基準に 該当する様式、添付書類が必要なものは添付書類を1組提出すること。※副本の提出は不要。
- ・提出した届出書の写しを保管すること。

※提出期限

平成30年4月1日から算定するためには、

平成30年4月16日(月)必着で提出すること。

かかりつけ医機能を有する医療機関における初診の評価等

▶ かかりつけ医機能に係る診療報酬を届け出ている医療機関において、専門医療機関への受診の要否の判断等を含めた、初診時における診療機能を評価する観点から、加算を新設する。

初診料 小児かかりつけ診療料(初診時)

(新) 機能強化加算

80点

[算定要件]

地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)、施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)を届け出をしている保険医療機関(診療所又は 200床未満の保険医療機関に限る。)において、初診を行った場合に、所定の点数に加算する。

[施設基準(抜粋)]

- (1)診療所又は許可病床数が200床未満の病院であること。
- (2)以下のいずれかを届出を行っていること。
 - ア 地域包括診療加算
 - イ 地域包括診療料
 - ウ 小児かかりつけ診療料
 - エ 在宅時医学総合管理料又は在宅療養支援病院
 - 才 施設入居者等医学総合管理料

[評価の対象となる患者の範囲(イメージ)]

再診の患者 初診の患者 地域包括診療料等の対象 患者(生活習慣病や認知 症を有する患者 等) 機能強化加算の 対象患者

地域包括診療加算等の見直し

▶ かかりつけ医機能を推進する観点から、24時間対応や医師配置基準の緩和と在宅への移行実績を評価

現行

地域包括診療加算 20点

認知症地域包括診療加算 30点

[施設基準(抜粋)]

- (1) 在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の対応を実施している旨を院内掲 示していること。
- (2) 以下のいずれかを満たしていること。 ア 時間外対応加算1又は2の届出 イ <u>常勤の医師を2名</u>以上配置 ウ 在宅療養支援診療所

改定後

認知症地域包括診療加算2 28点

[施設基準(抜粋)]

- (1) 在宅医療の提供及び当該患者に対し <u>24時間の往診等の体制を確保していること。(在宅療養支援診療所以外の診療所については連携</u> 医療機関の協力を得て行うものを含む。)
- (2)以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 時間外対応加算1又は2の届出
 - ▶ イ 常勤換算2名以上の医師の配置、うち常勤医師が1名以上
 - ウ 在宅療養支援診療所
- (3) 加算1を算定する場合には、外来中心の医療機関であり、当該医療機関での外来診療を経て訪問診療に移行した患者数が3人(在宅療養 支援診療所の場合は10人)以上であること。
- → 地域包括診療料等の要件である患者の受診医療機関や処方薬の把握について看護師等が実施可能であることを明確化する。

地域包括診療料等の見直し

地域包括診療料等の見直し

かかりつけた機能も推進する短上から 医師の刑 異甘淮の經知した中。 の投に中雄と証何

地域包括診療料 1,503点	かかりつけ医機能を推進する観点から、医師の配置基準の緩和と在宅への移行実績を評価						
地域包括診療料2 1,503点 認知症地域包括診療料1 1,580点 認知症地域包括診療料2 1,580点 認知症地域包括診療料2 1,515点 [施設基準(抜粋)] 以下の全ての要件を満たしていること。 ア 診療所の場合 (イ)時間外対応加算1の届出 に放送を(抜粋) (1)診療料については、以下の全ての要件を満たしていること。 ア 診療所の場合 (イ) 時間外対応加算1の届出	現行	N	改定後				
(ロ) 常勤医師2名以上の配置 (ハ) 在宅療養支援診療所 イ 病院の場合 (イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出 (ロ) 在宅療養支援病院の届出 (ロ) 在宅療養支援病院の届出 (ロ) 在宅療養支援病院の届出を行っていること。 (ロ) 在宅療養支援病院の届出を行っていること。 (2) 診療料1を算定する場合には、外来中心の医療機関であり、当該 医療機関での外来診療を経て訪問診療に移行した患者数が10人 以上であること。	認知症地域包括診療料 1,515点 「施設基準(抜粋)」 以下の全ての要件を満たしていること。 ア 診療所の場合 (イ)時間外対応加算1の届出 (ロ) 常勤医師2名以上の配置 (ハ) 在宅療養支援診療所 イ 病院の場合 (イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出		地域包括診療料2 1,503点 (新) 認知症地域包括診療料1 1,580点 認知症地域包括診療料2 1,515点 「施設基準(抜粋)] (1) 診療料については、以下の全ての要件を満たしていること。 ア 診療所の場合 (イ) 時間外対応加算1の届出 (ロ) 常勤換算2名以上の医師の配置、うち常勤医師が1名以上 (ハ) 在宅療養支援診療所 イ 病院の場合 (イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること。 (ロ) 在宅療養支援病院の届出を行っていること。 (ロ) 在宅療養支援病院の届出を行っていること。 (2) 診療料1を算定する場合には、外来中心の医療機関であり、当該 医療機関での外来診療を経て訪問診療に移行した患者数が10人				

オンライン診療料の新設

▶ 情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料を新設する。

(新) オンライン診療料

70点(1月につき)

[算定要件]

- (1) オンライン診療料が算定可能な患者に対して、<u>リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器</u>を用いてオンラインによる診察を行った場合に算定。ただし、連続する3月は算定できない。
- (2) 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。
- (3) 患者の同意を得た上で、対面による診療(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- (4) オンライン診察は、当該保険医療機関内において行う。また、オンライン診察を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。
- (5) オンライン診療料を算定した同一月に、第2章第1部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。また、当該診察を行う際には、予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。

[施設基準]

- (1) 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有すること。
- (2) オンライン診療料の算定患者について、緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有していること。
- (3) 一月あたりの再診料等(電話等による再診は除く)及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が<u>1割以下</u>であること。 「オンライン診療料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

特定疾患療養管理料	地域包括診療料
小児科療養指導料	認知症地域包括診療料
てんかん指導料	生活習慣病管理料
難病外来指導管理料	在宅時医学総合管理料
糖尿病透析予防指導管理料	精神科在宅患者支援管理料

オンライン医学管理料の新設

▶ 情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を 含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン医学管理料を新設する。

(新) オンライン医学管理料

100点(1月につき)

[算定要件]

- (1) オンライン医学管理料の対象となる管理料を算定している患者に対し、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いてオンラインによる医学管理を行った場合に、<u>前回対面受診月の翌月から今回対面受診月の前月までの期間が2月以内の場合に限り、次回対面受診時に所定の管理料に合わせて算定。</u>
- (2) 対面診療で管理料等を算定する月においては、オンライン医学管理料は算定できない。
- (3) 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。
- (4) 患者の同意を得た上で、対面による診療(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- (5) オンライン診察による計画的な療養上の医学管理は、当該保険医療機関内において行う。また、当該管理を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。

[施設基準]

オンライン診療料の施設基準を満たしていること。

[オンライン診療料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ、当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

	特定疾患	療養管理	料		小児科療養指導料			てんかん	えんかん指導料 難病			難病外来指導管理料		
	糖尿病透析予防指導管理料			地域包:	地域包括診療料			也域包括診	療料	生活	習慣病管理	里料		
	●:対面診療 〇:オンライン								ライン診察					
1w	2w	Зw	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	13W	14W	15W
•				•				•				•		
							オン	ンラインを	併用する	場合				
•				0				0				•		
		Υ		<i></i>		Υ		<u> </u>		γ		J(γ	
	医学管	理料		オン	ンライン医	学管理料:	100点	オ	ンライン図	学管理料	100点		医学管理料	
	+					+				+				
	再診	料			オンライン	ン診療料7	0点		オンライ	ン診療料で	70点		再診料	
				•		※ オンラ	イン医学	管理料の記	青求は次回]受診月				

オンライン在宅管理料の新設

情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン在宅管理料等を新設する。

(新) 在宅時医学総合管理料 オンライン在宅管理料

100点(1月につき)

[算定要件]

- (1) 患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を1回のみ行い、かつ、当該月において訪問診療を行った日以外に、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な<u>情報通信機器を用いた医学管理を行った場合に、在宅時医学総合管理料の所定点数に加えて</u>算定する。ただし、連続する3月は算定できない。
- (2) 対象となる管理料を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料を 初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。

[施設基準]

オンライン診療料の施設基準を満たしていること。

[オンライン在宅管理料が算定可能な患者]

在宅時医学総合管理料を算定している初診以外の患者で、かつ、当該管理料を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

●:訪問診療 ○:オンライン診察 2w 3w 7w 10w 11w 1w 5w 6w 8w 9w 12w 0 在宅時医学総合管理料(月1回) 在宅時医学総合管理料(月1回) 在字時医学総合管理料(月2回) 訪問診療料 訪問診療料 オンライン在宅管理料 100点 訪問診療料 訪問診療料

(新) 精神科在宅患者支援管理料 精神科オンライン在宅管理料

100点(1月につき)

[算定要件]

- (1) 患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に、当該月において訪問診療を行った日以外に、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な<u>情報通信機器を用いた医学管理を行った場合に、精神科在宅患者支援管理料の所定点数に加えて算定</u>する。ただし、連続する3月は算定できない。
- (2) 対象となる管理料を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。

[施設基準]

オンライン診療料の施設基準を満たしていること。

[精神科オンライン在宅管理料が算定可能な患者]

精神科在宅患者支援管理料を算定している初診以外の患者で、かつ、当該管理料を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

29

遠隔モニタリング加算の新設

▶ 在宅酸素療法指導管理料及び在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料について、情報通信機器等を併用した指導管理を評価する観点から、遠隔モニタリング加算を新設する。

(新) 在宅酸素療法指導管理料 遠隔モニタリング加算 150点(1月につき)

(新) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 遠隔モニタリング加算 150点(1月につき)

[算定要件]

- (1) 前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、情報通信機器を活用した遠隔モニタリングを活用し、 療養上必要な指導を行った場合、遠隔モニタリング加算として、2月を限度として所定点数に加算。
- (2) 患者の同意を得た上で、対面による診療と遠隔モニタリングを組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に 基づき診察を行った上で、その内容を診療録に添付している。
- (3) 対面診療の間に、適切な指導・管理を行い、状況に応じて適宜患者に来院等を促す等の対応を行うこと。
- (4) <u>少なくとも月1回は、モニタリングにより得られた臨床所見等を診療録に記載</u>しており、また、必要な指導を 行った際には、当該指導内容を診療録に記載していること。
- (5) 当該管理を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。

在宅酸素療法

持続陽圧呼吸療法



出典:日本呼吸器学会HP

[施設基準]

- (1) 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。
- (2) オンライン診療料の算定患者について、緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有していること。

※それぞれの管理料ごとに、別途対象患者要件・施設基準が定められていることに留意



4時間未満の場合

5時間以上の場合

4時間以上5時間未満の場合

人工腎臓に係る診療報酬の見直し①

▶ 施設の効率性及び包括されている医薬品の実勢価格を踏まえ人工腎臓の評価を見直す。

施設あたり血液透析実施患者数

現行 【人工腎臓】 慢性維持透析を行った場合 2,010点 2,175点 2,310点

改定後

【人工腎臓】

慢性維持透析を行った場合

(改) 場合1	(新) 場合2	(新) 場合3
<u>1,980点</u>	<u>1,940点</u>	<u>1,900点</u>
<u>2,140点</u>	<u>2,100点</u>	<u>2,055点</u>
<u>2,275点</u>	<u>2,230点</u>	<u>2,185点</u>

<透析用監視装置から見た透析のスケジュール(イメージ)>



透析用監視装置保有台数

		_ 1		_
		透析用監視装置	 透析用監視装置20	
月曜日	午前	Aさん	Cさん	brace
	午後	Bさん	Dさん	
火曜日	午前	Xさん	Zさん]
	午後	Yさん	(空き)	
水曜日	午前	Aさん(再)	Cさん(再)]
	午後	Bさん(再)	Dさん(再)	

「施設基準]

- ・慢性維持透析を行った場合1 次のいずれかに該当する保険医療機関であること
 - ① 透析用監視装置の台数が26台未満
 - ② 透析用監視の台数に対するJ038人工腎臓を算定 した患者数が3.5未満
- ・慢性維持透析を行った場合2 次のいずれにも該当する保険医療機関であること
 - ① 透析用監視装置の台数が26台以上
 - ② 透析用監視の台数に対するJ038人工腎臓を算定 した患者数が3.5以上4.0未満
- ・慢性維持透析を行った場合3

「慢性維持透析を行った場合1」又は「慢性維持透析を行った場合2」のいずれにも該当しないこと

人工腎臓に係る診療報酬の見直し2

透析液の水質確保に関する評価について、現行の透析液水質確保加算1の基準を人工腎臓の 算定要件とする。

現行

透析液水質確保加算1

8点

透析液水質確保加算2

20点

「施設基準]

【人工腎臓】

透析液水質確保加算1 (右表の算定要件を参照)

透析液水質確保加算2

- ① 月1回以上水質確保を実施し、関連学会から示されてい る基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し、使 用していること
- ② 透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専 任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置され ていること



【人工腎臓】

(削除) (人工腎臓の算定要件とする※)

(改)透析液水質確保加算

10点

「施設基準]

诱析液水質確保加算 (左表の透析液水質確保加算2の①に同じ)

- ※ 人工腎臓の算定要件
 - ① 関連学会から示されている基準に基づき、水質管理が適切に実 施されていること
- ② 透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専任の医 師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置されていること (ただし、「場合3」においては、原則として、①及び②を満たすこと。)
- ▶ 慢性維持透析濾過(複雑なもの)を、透析時間に応じた評価体系とするため、慢性維持透析を 行った場合1~3の加算に変更する。

現行

【人工腎臓】

慢性維持透析濾過(複雑なもの)

2.225点

改定後

【人工腎臓】

(削除) (※人工腎臓の場合1~3⇒透析時間に応じた評価に見直し)

慢性維持透析瀘過加算

50点

「算定できる場合]

透析液水質確保加算の施設基準を満たす保険医療機関において、透析液から分離作製した置換液を用いる血液透析濾過を行った場合

腹膜透析や腎移植の推進に資する評価

- ▶ 腹膜透析や腎移植の推進に資する取組みや実績等を評価する。
 - 1. 導入期加算を見直し、患者に対する腎代替療法の説明を要件化するととも に、腹膜透析の指導管理や腎移植の推進に係る実績評価を導入する

現行		
【人工腎臓】		
導入期加算	300点	
「施設基準」なし		



[施設基準]

導入期加算1

関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した 資料に基づき、<u>患者毎の適応に応じて、腎代替療法に</u> ついて、患者に対し十分な説明を行うこと

導入期加算2

- ① 在宅自己腹膜灌流指導管理料を過去1年間で12回以上算定していること
- ③ 導入期加算1の施設基準を満たしていること
- 2. 慢性維持透析患者外来医学管理料の加算を新設し、 導入期加算と同様な評価を導入する

<u>(新) 腎代替療法実績加算 100点 (1月につき)</u>

[施設基準] <u>導入期加算2</u>の施設基準を全て満たしていること

▶ 腹膜透析を推進するため、腹膜灌流に係る費用の 入院料への包括を見直す(別途算定可)。





後発医薬品使用体制加算の見直し

→ 一般名処方加算について、一般名による処方が後発医薬品の使用促進に一定の効果があるとの調査結果 等を踏まえ、より一般名による処方が推進されるよう、評価を見直す。

現行		
一般名処方加算1	3点	
一般名処方加算2	2点	



改定後	
一般名処方加算1	6点
一般名処方加算2	4点

医療機関における後発医薬品使用体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算について、新たな数量シェア目標を踏まえ要件を見直す。

現行	
後発医薬品使用体制加算1(70%以上)	42点
後発医薬品使用体制加算2(60%以上)	35点
後発医薬品使用体制加算3(50%以上)	28点



改定後		
後発医薬品使用体制加算1(<u>85%以上</u>)	<u>45点</u>	
後発医薬品使用体制加算2(<u>80%以上</u>)	<u>40点</u>	
後発医薬品使用体制加算3(70%以上)	<u>35点</u>	
後発医薬品使用体制加算4(<u>60%以上</u>)	22点	

現行	
外来後発医薬品使用体制加算1(70%以上)	4点
外来後発医薬品使用体制加算2(60%以上)	3点



外来後発医薬品使用体制加算1(<u>85%以上</u>) <u>5点</u> 外来後発医薬品使用体制加算2(<u>75%以上</u>) <u>4点</u> 外来後発医薬品使用体制加算3(<u>70%以上</u>) <u>2点</u>

改定後

DPC制度(DPC/PDPS)における後発医薬品係数の見直しの伴い、後発医薬品使用体制加算の対象に DPC対象病棟入院患者を追加し、評価対象患者を拡大する。(DPC制度の後発医薬品係数では入院患者 のみがその対象であったが、後発医薬品使用体制加算の対象には外来患者も含まれる。)

周産期医療の充実③

乳腺炎の重症化を予防する包括的なケア及び指導に関する評価

▶ 乳腺炎が原因となり母乳育児に困難がある患者に対して、乳腺炎の重症化及び再発 予防に向けた包括的なケア及び指導を行った場合の評価を新設する。

(新) 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 イ 初回

500点

ロ 2回目から4回目まで

150点

[算定要件]

- ① 乳腺炎重症化予防ケア・指導料は、入院中以外の乳腺炎の患者であって、<u>乳腺炎が原因となり母乳育児に困難がある患者</u>に対して、 医師がケア及び指導の必要性があると認めた場合で、乳腺炎の重症化及び再発予防に係る指導並びに乳房に係る疾患を有する患 者の診療について経験を有する医師又は乳腺炎及び母乳育児に関するケア・指導に係る経験を有する助産師が、当該患者に対して 乳房のマッサージや搾乳等の乳腺炎に係るケア、授乳や生活に関する指導及び心理的支援等の乳腺炎の早期回復並びに重症化及 び再発予防に向けた包括的なケア及び指導を行った場合に、分娩1回につき4回に限り算定する。
- ② 当該ケア及び指導を実施する医師又は助産師は、包括的なケア及び指導に関する計画を作成し計画に基づき実施するとともに、実施した内容を診療録等に記載する。

「施設基準」

- ① 当該保険医療機関内に、<u>乳腺炎の重症化及び再発予防の指導並びに乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師</u>が配置されていること。
- ② 当該保健医療機関内に、乳腺炎の重症化及び再発予防並びに母乳育児に係るケア及び指導に従事した経験を5年以上有する者であって、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された専任の助産師が、1名以上配置されていること。

地域移行・地域生活支援を含む質の高い精神医療の評価③

精神疾患患者に対する訪問支援の充実②

- ▶ 精神科在宅患者支援管理料において、継続的に訪問支援を実施した場合にも算定可能な区分を設けるとともに、専従従事者の配置要件を不要とする見直しを行う。
- ▶ 重症患者以外の患者に対する訪問支援を実施する場合には、24時間の連絡体制や24時間の往診体制に係る施設基準を緩和する。

現行

【精神科重症患者早期集中支援管理料】

[算定要件]

以下の全てを実施した場合に、6月に限り、患者1人当たり月1回に限り算定する。

- (1) 精神保健指定医、保健師又は看護師、精神保健福祉士 及び作業療法士の各1名以上からなる専任のチームを設 置すること。<u>いずれか1名以上を専従とする。</u>
- (2) 当該患者に対して月1回以上の訪問診療と週2回以上の精神科訪問看護又は精神科訪問看護・指導を行うこと。
- (3) 上記チームが週1回以上一堂に会しカンファレンスを行うこと。うち月1回以上は、保健所又は精神保健福祉センター等と共同して会議を開催すること。

[施設基準(抜粋)] 以下を満たしていること。

- ア 当該保険医療機関において 24時間連絡体制を確保 すること。
- イ 24時間の往診又は24時間の精神科訪問看護若しくは 精神科訪問看護・指導を行うことができる体制を有すること。

改定後

【精神科在宅患者支援管理料】

[算定要件]

- (1) 「イ」については、以下の全てを実施した場合に、6月に限り、患者1人当たり月 1回に限り算定する。
 - ア <u>算定する患者ごとに、当該患者の診療等を担当する</u>精神科医、保健師又は看護師、精神保健福祉士及び作業療法士の各1名以上からなる専任のチームを設置すること。
 - イ 月1回以上の訪問診療と週2回以上の精神科訪問看護及びは精神科訪問看護・指導を行うこと。
 - ウ上記チームが週1回以上一堂に会しカンファレンスを行うこと。うち月1回以上は、 保健所又は精神保健福祉センター等と共同して会議を開催すること。
- (2) 「ロ」については、(1)のアに加え、以下の全てを実施した場合に、患者1人当たり月1回に限り算定する。
 - ア 当該患者に対して月1回以上の訪問診療と月2回以上の精神科訪問看護及び精神科訪問看護・指導を行うこと。
 - イ 上記チームが月1回以上一堂に会しカンファレンスを行うこと。うち月1回以上 は、保健所又は精神保健福祉センター等と共同して会議を開催すること。
- (3)「ハ」については月に1回以上訪問診療を実施した場合に算定する。

[施設基準(抜粋)]「イ」または「ロ」を算定する場合には、以下を満たしていること。

- ア 当該保険医療機関において 24時間連絡体制を確保すること。
- イ 24時間の往診又は24時間の精神科訪問看護若しくは精神科訪問看護・指導を 行うことができる体制を有すること。



地域移行・地域生活支援を含む質の高い精神医療の評価④

認知療法・認知行動療法の評価の見直し

▶ 認知療法・認知行動療法をより一層推進する観点から、精神保健指定医が行った場合の評価を廃止するとともに、看護師が一部を担う形式のもの等について、施設基準を緩和する。

現行

【認知療法・認知行動療法】

- 1 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合 500点
- 2 1以外の医師による場合 420点
- 3 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医と看護師が共同して行う場合 350点

[認知療法・認知行動療法3の施設基準]

- (1) 認知療法・認知行動療法1の要件を満たしていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の看護師が1名以上勤務していること。
- ア 認知療法・認知行動療法1又は2を行う外来に2年以 上勤務し、治療に係る面接に120回以上同席した経験が あること。

(中略)

ウ 認知療法・認知行動療法について下記の要件を全て 満たす研修を修了していること。

(イ)~(口)(略)

- (ハ)認知療法・認知行動療法1又は2を行う外来に1年以上勤務し、治療に係る面接に60回以上同席した経験を持つ看護師を対象としたものであること。
- (二)講師に、厚生労働省による「認知行動療法研修事業」においてスーパーバイザーを経験した者が含まれていること。

改定後

【認知療法・認知行動療法】

(削除)

1 医師による場合

480点

2 医師と看護師が共同して行う場合

350点

[認知療法・認知行動療法2の施設基準]

- (1) 認知療法・認知行動療法1の要件を満たしていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の看護師が1名以上勤務していること。
- ア 認知療法・認知行動療法1の届出医療機関における外来に2年以上勤務し、<u>専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が行う</u>治療に係る面接に120回以上同席した経験があること。

(中略)

ウ 認知療法・認知行動療法について下記の要件を全て満たす研修を修了していること。

(イ)~(口)(略)

(削除)

(ハ) 講師に、厚生労働省による「認知行動療法研修事業」においてスーパーバイザーを経験した者が含まれていること。

有床診療所の地域包括ケアモデル(医療・介護併用モデル)での運用の支援

♪ 介護サービスを提供している有床診療所について、入院基本料1から3までの要件を緩和する。

現行(有床診療所入院基本料1~3の施設基準(抜粋))

在宅療養中の患者への支援に関する実績(介護サービスの提供を含む)、専門医療等の実施に関する実績、急性期病院からの患者の受け入れに関する実績、医療機関の体制等に係る11の施設基準のうち、2つ以上に該当すること。



改定後(有床診療所入院基本料1~3の施設基準(抜粋))

次のいずれかに該当すること。

- ① 介護サービスを提供していること。
- ② 在宅療養中の患者への支援に関する実績、専門医療等の実施に 関する実績、急性期病院からの患者の受け入れに関する実績、医療 機関の体制等に係る10の施設基準のうち、2つ以上に該当すること。
- ♪ 介護サービスを提供している有床診療所について、高齢患者等に対する入院受入れに係る評価を新設する。

(新) 介護連携加算1

192点(1日につき)

(新) 介護連携加算2

38点(1日につき)

[算定要件](1)65歳以上又は40歳以上の要介護・要支援被保険者の患者。

(2) 入院日から起算して 15日以降 30日までの期間に限り算定。

[施設基準]

介護連携加算1

- (1) 有床診療所入院基本料1又は2の届出を行っている。
- (2) 介護サービスを提供している。

介護連携加算2

- (1) 有床診療所入院基本料3に係る届出を行っている。
- (2) 介護サービスを提供している。
- ▶ 有床診療所在宅復帰機能強化加算の平均在院日数に係る要件等を見直す。

現行(点数、施設基準(抜粋))

入院日から起算して15日以降に1日につき5点

(3) 平均在院日数が 60日以内であること。



改定後(点数、施設基準(抜粋))

入院日から起算して15日以降に1日につき20点

(3) 平均在院日数が 90日以内であること。

入院前からの支援を行った場合の評価の新設

▶ 入院を予定している患者が入院生活や入院後にどのような治療過程を経るのかをイメージし、 安心して入院医療を受けられるよう、入院中に行われる治療の説明、入院生活に関するオリエン テーション、服薬中の薬の確認、褥瘡・栄養スクリーニング等を、入院前の外来において実施し、 支援を行った場合の評価を新設する。

入院前からの支援を行った場合の評価の新設

(新) 入院時支援加算 200点(退院時1回)

[算定対象]

- ① 自宅等(他の保険医療機関から転院する患者以外)から入院する予定入院患者であること。
- ② 入退院支援加算を算定する患者であること。

[施設基準]

- ① 入退院支援加算1、2又は3の施設基準で求める人員に加え、十分な経験を有する
- ≪許可病床数200床以上≫
- ・専従の看護師が1名以上 又は
- 専任の看護師及び専任の社会福祉士が1名以上
- ≪許可病床数200床未満≫
- 専任の看護師が1名以上 が配置されていること。
- ② 地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

[算定要件]

入院の予定が決まった患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、①入院前に以下の1)から8)を行い、②入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援の計画を立て、③患者及び入院予定先の病棟職員と共有すること。患者の病態等により1)から8)について全て実施できない場合は、実施した内容の範囲で療養支援計画を立てても差し支えないが、この場合であっても、1)、2)及び8)は必ず実施しなければならない。

- 1) 身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握
- 2) 入院前に利用していた介護サービス・福祉サービスの把握(※)
- 3) 褥瘡に関する危険因子の評価 / 4) 栄養状態の評価
- 5) 服薬中の薬剤の確認 / 6) 退院困難な要因の有無の評価
- 7) 入院中に行われる治療・検査の説明
- 8) 入院生活の説明
- (※)要介護・要支援状態の場合のみ実施

入退院支援の推進

入退院支援の一層の推進

- ▶ 入院早期から退院直後までの切れ目のない支援を評価していることから、加算の名称を「入退院支援加算」に見直す。
- ▶ 入退院支援加算の対象である「退院困難な要因」に、入院早期から福祉等の関係機関との連携が必要な状態及び小児における退院困難な場合を加える。

現行

【退院支援加算】[算定要件] 退院困難な要因 ア〜ウ (略)

エ、オ(略)

カ 同居者の有無に関わらず、必要な介護を十分に提供できる状況に ないこと

キ~ケ(略)



【入退院支援加算】[算定要件] 退院困難な要因 ア〜ウ (略)

<u>工 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること</u> オ 生活困窮者であること

カ、キ (略)

ク 同居者の有無に関わらず、必要な<u>養育又は</u>介護を十分に提供できる状況にないこと

ケ~サ (略)

入退院支援加算1の施設基準の一つである介護支援等連携指導料の算定件数の要件を、小児を専門とする医療機関や病棟に対応する要件に見直す。また、入退院支援加算1、2に小児加算を新設する。

現行

【退院支援加算1】 [施設基準]

過去1年間の介護支援連携指導料の算定回数が、①及び②の合計を 上回ること。

- ①「イ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携指導料を算定できるものに限る。)に 0.15を乗じた数
- ②「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携指導料を算定できるものに限る。)に 0.1を乗じた数

(新) 小児加算 200点(退院時1回)

改定後

【入退院支援加算1】「施設基準]

過去1年間の介護支援等連携指導料の算定回数と<u>過去1年間の相談支援専門員との連携回数(小児入院医療管理料を算定する患者に対する支援に限る。)の合計回数が、①、②及び③の合計を上回ること。</u>

- ①「イ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携 指導料を算定できるものに限る。)に 0.15を乗じた数
- ②「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携 指導料を算定できるものに限る。)に0.1を乗じた数
- ③「イ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(小児入院医療管理料を算定する病床に限る)に0.05を乗じた数

▶ 地域連携診療計画加算の算定対象に、入退院支援加算2を届け出ている医療機関を加える。

抗菌薬適正使用支援加算の新設

感染防止対策加算

(新) 抗菌薬適正使用支援加算 100点(

100点(入院初日)

[算定要件]

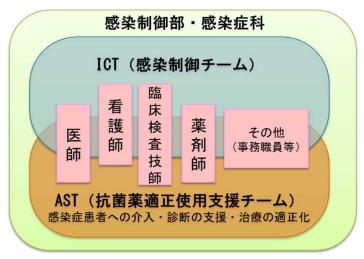
感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関が、<u>抗菌薬適正使用支援チームを組織</u>し、抗菌薬の適正な使用の推進を行っている場合に算定する。

[抗菌薬適正使用支援チームの構成員]

- ア 感染症の診療について3年以上の経験を有する専任の常勤医師
- イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師
- ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師
- エ 3年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師 いずれか1名は専従であること。また、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。

「抗菌薬適正使用支援チームの業務]

- ① 感染症治療の早期モニタリングと主治医へのフィードバック
- ② 微生物検査・臨床検査の利用の適正化
- ③ 抗菌薬適正使用に係る評価
- 4 抗菌薬適正使用の教育・啓発
- ⑤ 院内で使用可能な抗菌薬の見直し
- ⑥ 他の医療機関から抗菌薬適正使用の推進に関する相談を受ける



外来における抗菌薬適正使用の取組に対する評価

小児外来診療における抗菌薬の適正使用の推進

▶ 小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料において、抗菌薬の適正使用に関する患者・家族の理解向上に終する診療を評価する。

に資する診療を評価する加算を新設する。

(新) 小児抗菌薬適正使用支援加算 80点

[算定要件]

急性気道感染症又は急性下痢症により受診した基礎疾患のない患者であって、診察の結果、 抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な 指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合に、小児科のみを専任 する医師が診療を行った初診時に限り算定する。なお、インフルエンザ感染の患者またはイン フルエンザウイルス感染の疑われる患者については、算定できない。

[施設基準]

- (1) 薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(平成 28 年4月5日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議)に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク(仮称)」に係る活動に参加していること、または、感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。
- (2) 当該保険医療機関が病院の場合にあっては、データ提出加算2に係る届出を行っていること。

急性気道感染症 診断・治療の考え方 急性鼻副鼻腔炎 急性鼻副鼻腔炎 急性気管支炎 急性気管支炎 患者・家族への説明内容

- ・多くは対症療法が中心であり、 抗菌薬は必要なし。休養が重要。
- ・改善しない場合の再受診を。

「抗微生物薬適正使用の手引き」(厚生労働省 健康局結核感染症課)を参考に作成

外来診療における抗菌薬の適正使用の推進

▶ 再診料の地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の要件として、「抗微生物薬適正使用の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)を参考に、抗菌薬の適正使用の普及啓発に資する取組を行っていることを追加する。

医療安全対策加算における医療安全対策地域連携加算の新設

▶ 医療安全対策加算に医療安全対策地域連携加算を新設するとともに、既存の点数について見直す。

医療安全対策加算

(新) 医療安全対策地域連携加算

イ 医療安全対策地域連携加算1

50点(入院初日)

口 医療安全対策地域連携加算2

20点(入院初日)

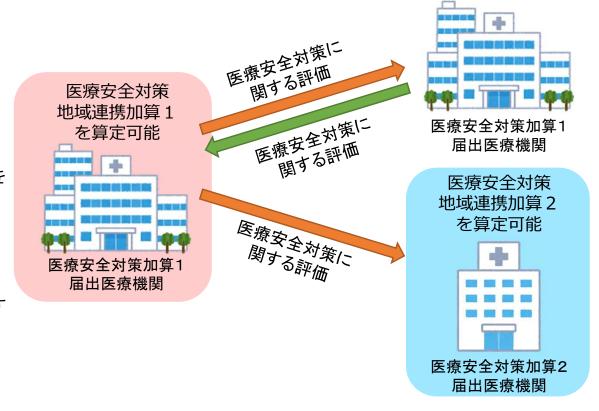
[施設基準]

医療安全対策地域連携加算1

- (1) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算1の届出を行っていること。
- (3) 医療安全対策に3年以上の経験を有する<u>専任の医師</u>又は 医療安全対策に係る適切な研修を修了した<u>専任の医師が</u> 医療安全管理部門に配置されていること。
- (4)医療安全対策加算1の届出医療機関及び医療安全対策加算2 の届出医療機関それぞれについて医療安全対策に関して評価を 実施。また、当該医療機関についても医療安全対策に関する評 価を受けている。

医療安全対策地域連携加算2

- (1) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算2の届出を行っていること。
- (3) 医療安全対策加算1の届出医療機関から医療安全対策に関する評価を受けていること。



現行

- 医療安全対策加算1
- 2 医療安全対策加算2

85点 35点



改定後

- 医療安全対策加算1
- 2 医療安全対策加算2

85点

30点

医師等の従事者の常勤配置に関する要件の緩和

- ▶ 医師等の医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、一定の領域の診療報酬について、 常勤配置に係る要件の緩和を行う。
 - ① 医師については、小児科・産婦人科・精神科・リハビリテーション科・麻酔科等の領域について、 <u>週3日以上かつ週24時間以上</u>の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換 算でも配置可能とする。
 - ② リハビリテーションに係るリハビリ専門職及び看護師については、<u>週3日以上かつ週24時間以</u>上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とする。
 - ※ ただし、2人以上の常勤職員を要件としているものについては、常勤の職員が配置されているものとみなすことができるのは、一定の人数までに限る。
 - ③ 看護師等の常勤職員の配置が求められているものについて、非常勤職員でも配置可能とする。

看護師	糖尿病合併症管理料
歯科衛生士	歯科治療時医療管理料
歯科技工士	有床義歯修理歯科技工加算1及び2
管理栄養士	在宅患者訪問褥瘡管理指導料※

※ 診療所の場合、非常勤職員でも算定可能となっており、この取扱いを病院にも適用する。

専従要件の緩和

▶ より効率的な医療提供を可能とする観点から、医療従事者の専従要件※について、医療提供の質の確保に配慮しつつ、より弾力的な運用が可能となるように見直す。

※専従は他の業務との兼務が原則不可、専任は他の業務との兼任が可能

- ① チームで診療を提供する項目については、チームのいずれか1人が専従であればよいこととする。(対象:緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料)
- ② チームで担当する患者数が一定程度以下の場合は、いずれの構成員も専任であっても差し 支えないこととする。(対象:緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料、栄養サポートチーム加算)

(例) 現行(緩和ケア診療加算)

緩和ケアチーム(医師2名、看護師1名、薬剤師1名)について、少なくとも医師のいずれか1人及び 看護師が専従であること。



(例) 改定後(緩和ケア診療加算)

緩和ケアチームのうちいずれか1人は専従であること。 ただし、当該緩和ケアチームが診療する患者数が1日に 15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

390点

- 400点
- ③ 職員の専従が要件となっている精神科専門療法(精神科作業療法、精神科ショート・ケア等)について、当該業務を実施していない時間帯については、当該業務と関連する他の業務に従事しても差し支えないこととする。また、当該業務と他の業務が異なる時間帯に実施される場合は、他の業務の専従者として届け出ることを可能とする。
- ④ 一定程度以上の水準のリハビリテーションの提供*や外来リハビリテーション等を実施している保険医療機関については、回復期リハビリテーション病棟入院料におけるリハビリ専門職の病棟専従の要件を緩和し、入院中の患者に対する退院前の訪問指導や退院後3ヶ月以内の患者に対する外来リハビリテーション等を実施しても差し支えないこととする。
 - ※ リハビリテーション実績指数が37以上

勤務場所に関する要件の緩和(1)

ICTを活用した勤務場所に関する規定の緩和

- ▶ 画像診断管理加算、病理診断料及び病理診断管理加算について、加算を算定する保険医療機関において当該加算に求められる医師数が勤務している場合、当該医療機関で週3日以上かつ24時間以上勤務する常勤医師が、ICTを活用して自宅等の当該保険医療機関以外の場所で読影した場合も、院内での読影に準じて算定できることとする。
 - ※ 現行では、画像診断管理加算について、当該医療機関の常勤の医師が<u>夜間休日</u>に撮影した画像 を、送受信を行うにつき十分な環境で自宅等で読影した場合、院内での読影に準じて扱うこととする こととされていた。



46

救命救急入院料等における医師の勤務場所に関する要件の緩和

▶ 救命救急入院料等においては、医師が常時治療室内に勤務していることが要件となっているが、 治療室に入退室する患者に対して継続的な診療が行えるよう、一定の条件の下では、継続的な診療を行うために医師が一時的に治療室から離れても差し支えないこととする。

(例) 現行(救命救急入院料)

専任の医師が、午前O時より午後 12時までの間常に(以下「常時」という)救命救急治療室内に勤務しているとともに、 手術に必要な麻酔科医等が緊急時に速やかに対応できる 体制がとられている。



(例) 改定後(救命救急入院料)

専任の医師が、午前0時より午後 12時までの間常に(以下「常時」という)救命救急治療室内に勤務しているとともに、手術に必要な麻酔科医等が緊急時に速やかに対応できる体制がとられている。ただし、患者の治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に離れても差し支えない。



※ 特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、新生 児特定集中治療室管理料1及び総合周産期特定集中治療室管 理料についても同様

事務の効率化・合理化や情報利活用の推進①

施設基準等の届出等の簡素化・合理化

医療機関の業務の効率化の観点から、施設基準等の届出において、様式の廃止や提出する資料数の低減、届出する機会を減らす等の合理化を行う。

入院料等	届出等	対応
基本診療料·特揭診療料 訪問看護療養費	施設基準等に係る届出	副本の提出、副本のコピーの添付を廃止。
急性期一般入院基本料の入院料	急性期一般入院料2~6の 変更の届出	平成30年10月1日以降において、急性期一般入院基本料を届け出ている病棟であれば、急性期一般入院料2~6の届出において、様式10のみの届出を可能とする。
急性期一般入院基本料、7対1入院基本 料、10対1入院基本料、等	重症度、医療・看護必要度の実績の届 出	年間の実績を求める様式10の3を削除し、様式10の みの届出を可能とする。
回復期リハビリテーション病棟入院料	リハビリテーション実績指数等の報告	年4回の報告を、年1回(7月)の報告のみとする。
総合入院体制加算、医師事務作業補助	医療従事者等の負担の軽減並びに処遇の改善に関する届出	負担軽減等に係る内容を求めている評価について、 配置等に係る評価に集約し、他の評価における届出 を廃止。
体制加算、急性期看護補助体制加算、等		届出の変更にあたり、直近の年1回(7月)の報告から 変更がない場合、届出時の様式の添付を省略可能と する。
高度難聴指導管理料	施設基準の届出	届出を廃止し、施設基準を満たす保険医療機関は算 定可能とする。

経過措置等について①

	項目	经過措置
1	初診料の注2・3、外来診療料の注2・3、在 宅患者共同指導料の注1~3に係る病床数 要件	・平成30年9月30日までの間、許可病床数の要件について「400床」とあるものは「500床」とする。
2	特定妥結率初診料・再診料・外来診療料	・平成30年11月30日までの間、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況について、地方厚生 局長等に報告されているものとみなす。
3	電話等による再診	・平成30年3月31日以前に、3か月以上継続して定期的に、電話、テレビ画像等による再診料を算定していた患者については、当該医学管理を前提とした医学管理に係る一連の診療が終了するまでの間、当該再診料を引き続き算定することができる。
4	重症度、医療・看護必要度の見直し①	・平成30年3月31日時点で、7対1入院基本料(一般、結核、特定、専門)、看護必要度加算(一般、特定、専門)、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算 1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を算定している病棟、病室又は医療機 関については、平成30年9月30日までの間、各入院料等の「重症度、医療・看護必要度」の施設基準 を満たしているものとする。
5	重症度、医療・看護必要度の見直し②	・平成30年3月31日時点で、救命救急入院料1・3又は脳卒中ケアユニット入院医療管理料を届け出ている病室については、平成30年9月30日までの間、重症度、医療・看護必要度の測定に係る要件を満たしているものとする。
6	急性期一般入院料2の施設基準	・平成30年3月31日時点で、一般病棟7対1入院基本料(許可病床数が200床未満に限る。)を届け出ており、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合が23%以上25%未満の病棟及び病棟群単位の届出を行っている病棟については、平成30年9月30日までの間、急性期一般入院料2の施設基準を満たしているものとする。
7	急性期一般入院料2・3の施設基準①	・平成30年3月31日時点で、一般病棟7対1入院基本料を届け出ている病棟及び病棟群単位の届出を行っている病棟については、平成32年3月31日までの間、急性期一般入院料2・3の施設基準にある、継続3か月以上の急性期一般入院料1又は急性期一般入院料1・2の算定に係る要件を満たしているものとする。
8	急性期一般入院料2・3の施設基準②	・平成30年3月31日時点で、一般病棟7対1入院基本料(許可病床数が200床未満に限る。)を届け出ている病棟については、平成32年3月31日までの間、急性期一般入院料2・3の重症度、医療・看護必要度Ⅱの該当患者割合の要件について、それぞれ22%・21%とする。

経過措置等について②

	l	
	項目	经通过
9	重症度、医療・看護必要度の評価方法	・平成30年3月31日時点で、一般病棟7対1入院基本料(許可病床数が200床未満に限る。)を届け出ている病棟が、急性期一般入院料2又は3を届け出る場合については、平成32年3月31日までの間、重症度、医療・看護必要度 I を用いてもよい。
10	療養病棟入院基本料	・平成30年3月31日時点で、療養病棟入院基本料1、療養病棟入院基本料2を届け出ている病棟については、平成30年9月30日までの間、適切な看取りに対する指針に係る要件を満たしているものとする。
11	療養病棟入院基本料の注10 在宅復帰機 能強化加算	・平成30年3月31日時点で、在宅復帰機能強化加算の届出を行っている保険医療機関については、 平成30年9月30日までの間、当該加算の施設基準を満たしているものとする。
12	療養病棟入院基本料の注11・12	・25対1看護職員配置の要件又は医療区分2・3の該当患者割合が5割を満たせない場合の減算について、平成32年3月31日までの間、引き続き算定できるものとする。
13	総合入院体制加算	・当該保険医療機関と同一建物内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設を設置していないこと。ただし、平成30年3月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該施設(介護医療院を除く。)を設置している保険医療機関については、当該時点で設置している当該施設(介護医療院を除く。)を維持することができる。
14	医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改 善に資する体制	・平成30年3月31日時点で、総合入院体制加算等に係る届け出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日までの間、医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制に係る要件を満たしているものとする。
15	在宅患者緊急入院診療加算の注2に係る 病床数要件	・平成31年3月31日までの間、許可病床数の要件について「400床」とあるものは「500床」とする。
16	医師事務作業補助体制加算 処置・手術の休日加算1、時間外加算1及 び深夜加算1	・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、平成30年3月31日において現に 当該加算に係る届出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日までの間、平成30年 度改定後の当該加算の当該基準を満たすものとみなす。 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、平成30年7月の届出において、 改定前の基準で届け出ても差し支えない。

経過措置等について③

	項目	经過措置
17	データ提出加算①	・平成30年3月31日時点で、10対1入院基本料(一般、特定、専門:許可病床数が200床未満に限る。)、療養病棟入院基本料1・2、回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟又は病室については、平成31年3月31日(許可病床数が50未満又は病棟数が1病棟の場合は平成32年3月31日)までの間、各入院料のデータ提出加算に係る要件を満たしているものとする。
18	データ提出加算②	・平成30年3月31日時点で、データ提出加算の「200床未満」の区分の届出を行っている保険医療機関 (許可病床数が200床以上の病院に限る。)については、平成31年3月31日までの間、引き続き「200床 未満」の区分を算定できるものとする。
19	データ提出加算の注2	・外来EFファイルにおける未コード化傷病名の割合の要件については、平成31年3月分のデータまでの期間に限り、当該基準を満たしているものとする。
20	救命救急入院料の注3・4	・平成30年3月31日時点で、救命救急入院料の注3・4に係る施設基準の届出をおこなっている保険 医療機関については、平成31年3月31日までの間、引き続き当該加算を算定することができる。
21	特定集中治療室等	・平成30年3月31日時点で、特定集中治療室管理料1・2を届け出ている医療機関については、平成31年3月31日までの間、適切な研修を受けた看護師の配置に係る要件を満たしているものとする。 ・平成30年3月31日時点で、特定集中治療室管理料1・2を届け出ている医療機関については、平成32年3月31日までの間、特定集中治療室等において6年以上の勤務経験を有する看護師が配置されていれば、適切な研修を受けた看護師の配置に係る要件を満たしているものとする。
22	地域包括ケア病棟入院料	・許可病床数が400 床以上の病院は、地域包括ケア病棟入院料1又は2の届出をすることができる病棟は1病棟に限る。ただし、平成30年1月1日時点で地域包括ケア病棟入院料1若しくは2を2病棟以上届け出ている保険医療機関であって、許可病床数が400床以上の保険医療機関については、当該時点で現に届け出ている複数の病棟を維持することができる。
23	緩和ケア病棟入院料	・平成30年3月31日時点で、研和ケア病棟入院料を届け出ている病棟については、平成30年9月30日 までの間、緊急時の対応方針等に関する体制及び実績に係る要件を満たしているものとする。

経過措置等について④

	項目	経過措置
24	精神科救急入院料	・当該病棟の病床数は、当該病院の精神病床数が300 床以下の場合には60 床以下であり、当該病院の精神病床数が300 床を超える場合にはその2割以下であること。ただし、平成30年3月31日時点で、現に当該基準を超えて病床を有する保険医療機関にあっては、当該時点で現に届け出ている病床数を維持することができる。 ・平成30年3月31日において現に精神科救急入院料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日までの間、それぞれ改正後の精神科救急入院料1又は2の基準を満たしているものとみなす。
25	在宅自己導尿指導管理料、在宅経肛門的 自己洗腸指導管理料	・平成32年3月31日までの間、在宅自己導尿指導管理料と在宅経肛門的自己洗腸指導管理料を算定 すべき指導管理を同一患者に行った場合、月1回に限りそれぞれの管理料を算定できる。
26	トロンボテスト、mRNA定量(1以外のもの)、 ムコ蛋白、膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)、前立腺酸ホスファターゼ抗原(PA P)	・平成32年3月31日までの間、引き続き当該点数を算定することができる。
27	要介護被保険者等に対する維持期・疾患別 リハビリテーション料	・平成31年3月31日までの間、当該リハビリテーション料を引き続き算定できるものとする。
28	人工腎臓①	・人工腎臓に係る施設基準の届出を行う医療機関については、平成31年3月31日までの間、透析液の水質の管理に関する専任の医師又は臨床工学技士の配置に係る要件を満たしているものとする。
29	人工腎臓②	・平成30年3月31日時点で、人工腎臓の算定実績を有しない保険医療機関については、人工腎臓の 算定を開始した月の翌月から4月(ただし当該月が平成32年4月以降の場合は平成32年3月まで)に 限り、慢性維持透析を行った場合1の施設基準を満たすものとする。

明細書の無償交付について

- 1. 公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者についても、患者に対する情報提供を推進していく観点から、電子レセプト請求を行っている保険医療機関及び保険薬局については、明細書を無償で交付しなければならない。
- 2. ただし、一部負担金等がない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピューターを使用している、又は自動入金機の改修が必要な診療所については、「正当な理由」に該当する旨の届出が必要。

入院医療に係る特別の療養環境の提供

特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

- i)入院医療に係る特別の療養環境の提供(抜粋)
- (8) 患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合としては、具体的には以下の例が挙げられること。なお、③に掲げる「実質的に患者の選択によらない場合」に該当するか否かは、患者又は保険医療機関から事情を聴取した上で、適宜判断すること。
- ① 同意書による同意の確認を行っていない場合(当該同意書が、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含む。)
- ② 患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院させる場合(例)
- ·救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、又は常時監視を要し、適時適切な看護及び 介助を必要とする者
- 免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者
- ・集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者
- ・後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者(患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を 特に希望した場合を除く。)
- ・クロイツフェルト・ヤコブ病の患者(患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を特に希望した場合を除く。)
- ③ 病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合 (例)
- ・MRSA等に感染している患者であって、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者の場合
- ・特別療養環境室以外の病室の病床が満床であるため、特別療養環境室に入院させた患者の場合 なお、「治療上の必要」に該当しなくなった場合等上記②又は③に該当しなくなったときは、(6)及び(7)に示した趣旨に 従い、患者の意に反して特別療養環境室への入院が続けられることがないよう改めて同意書により患者の意思を確認 する等、その取扱いに十分に配慮すること。

施設基準の届出にあたっての留意事項

- ・届出に当たっては、届出する施設基準の告示・通知を必ず確認すること。
- ・「基本診療料の施設基準」の届出に当たっては、特に規定する場合を除き、届出前1か月の実 績を有していること。
- ・届出する施設基準ごとに、表紙(基本診療料は「別添7」、特掲診療料は「別添2」)、施設基準に 該当する様式、添付書類が必要なものは添付書類を1組提出すること。※副本の提出は不要。
- ・提出した届出書の写しを保管すること。

※提出期限

平成30年4月1日から算定するためには、

平成30年4月16日(月)必着で提出すること。